

令和5年2月14日

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案
に対する意見について

全国市長会

標記改正案は、新たな感染症対応等に当たって、都市自治体に対し新たな事務または負担を義務付ける内容を含むものであることから、その制度の具体化及び実際の運用については、下記事項に十分配慮すること。

1. 新たな感染症等の発生時においては、従来どおり国の責任において感染症対策を講じるとともに、都市自治体を実施する感染症対策には全額国費による財源措置を講じること。
また、補助金や交付金等については、起債の特例の対象団体に拠ることなく適切に交付すること。
2. 省令における起債の対象経費を定めるに当たって、感染症等が発生した場合は、感染予防のみならず経済対策等の様々な対応を実施することが想定されるが、地方財政法第5条の趣旨に則り、過度に地方債残高が増嵩することや自治体財政の悪化に繋がらないよう、対象事業に関して十分に配慮すること。
また、起債の対象経費に係る具体的な内容を早期に明示すること。
3. 省令により起債される地方債について、当該元利償還金の全額に対して地方交付税措置を講じるなど、地方に過度な財政負担が生じないように、地方財政措置を講じること。
4. 標記法律案の具体化及び実際の運用に向けて、政令や省令の改正に係るスケジュールを早期に示すとともに、都市自治体の意見を十分に聞き、適切に反映すること。